

2019年（平成31年）3月28日

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律改正案についての意見

公益財団法人日弁連法務研究財団  
理事長 鎌田 薫

内閣は、去る3月12日、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。間もなく、この法案の国会審議が始まることが予想できる。当財団は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関の一つとして、法科大学院の認証評価という役割を担っている。その立場から、今回の法案について、修正を求めるべき点があると考えるので、意見を表明する。

今回の法案中、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）の改正案は、他の点の改正と並んで、「大学の責務」に関する同法第4条に4つの号を付け加えることによって、法科大学院での教育の目標を現行法よりも具体的に示そうとしている。法案によれば、改正後の同条は、次のようになる。

「(大学の責務)

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
  - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
  - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

この条文は、法科大学院が育てるべき目標を「学識」「能力」「素養」と表現している。それらは確かに法曹となるために必要な要素である。またその表現は、法曹養成の基本理念を示す連携法第2条第一号でも使われているので、改正案は現行法の内容を実質的に変更するものではないように見える。

しかし、これらの列挙だけを切り離して見ると、もっぱら「知」の要素を重視しているように理解されるおそれがある。法曹養成の基本理念を示す連携法第2条柱書きは、「豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹」を社会が求めていることを確認している。この部分は、今回も改正対象になっていない。法曹養成教育においては、法に関する「知」の涵養と同時に、法律専門家として社会に貢献するという役割意識と法曹倫理を内面化することが重要である。当財団は、法科大学院の認証評価に当たって、「2つのマインドと7つのスキル」を育てているかどうかを重視している。2つのマインドとは、法曹としての使命・責任の自覚と法曹倫理である。そして、法曹倫理に関する必修科目を設けていることを評価基準の一つとしている。

改正後の連携法第4条も、第3条の定義規定を通じて、第2条柱書きが掲げる「法曹養成の基本理念にのっとる」ことを前提としている。したがって、第4条第四号ロにいう「法律に関する実務の基礎的素養」の中には、法曹倫理を理解し、内面化することが黙示的に含まれるはずである。

しかし、法曹養成の過程における法曹倫理教育の重要性に鑑みると、法文上、その意味をより明確に表現すべきである。そのために、改正法案中、連携法第4条第四号ロを「法曹倫理を含む法律に関する実務の基礎的素養」と修正すべきである。

以上